

○宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱

平成27年7月21日

教育委員会告示第2号

改正 平成29年4月1日教委告示第3号

平成30年12月25日教委告示第3号

令和元年7月23日教委告示第2号

令和2年1月23日教委告示第1号

令和5年3月9日教委告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、宜野湾市の児童生徒が、学校教育活動の一環として、沖縄県を代表し、運動競技又は文化活動に参加するため、県外等及び県内離島(以下「県外等」という。)へ派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 教育長は、宜野湾市立の小学校及び中学校に在籍又は宜野湾市内に住所を有する小学生及び中学生が、次の各号の一に該当する場合に予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 運動競技については、中学校体育連盟が主催する大会において優秀な成績を収め、同団体の推薦を受け派遣されるもの

(2) 文化活動については、中学校文化連盟、吹奏楽連盟、マーチング協会、小中学校教育研究会等が主催する大会において優秀な成績を収め、同団体の推薦を受け派遣されるもの

(3) 前2号に該当しない場合であり、かつ、教育課程に関連する部活動等で、学校教育活動の一環として教育長が適当と認めたもの

2 企業等が主催する大会又は企業等の名称が冠されている大会は、対象としない。

(補助金の積算基準)

第3条 前条に規定する、補助対象事業に対する積算基準は別表のとおりとす

る。

2 前項により積算した額が300万円を超える場合は300万円とする。

3 別表の対象経費について、主催者等からの補助金が交付される場合は、当該金額を控除した額を用いて積算する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宜野湾市県外等派遣費補助金交付申請書(様式第1号)及び宜野湾市県外等派遣費計算書(様式第2号)に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第5条 教育長は、前条の申請に基づき補助金の交付を決定したときは、補助指令書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、宜野湾市県外等派遣費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた者は、当該事業終了後、補助金決定額と実績額の記載された宜野湾市県外等派遣費実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて速やかに教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 教育長は、前条の規定による実績の報告を受領した場合は、報告内容を審査し、補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宜野湾市県外等派遣費補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の規定により、交付確定の通知を受けた者は、宜野湾市県外等派遣費補助金請求書(様式第7号)により、教育長に対して補助金を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 この要綱により、補助金の交付を受けた者が、その目的以外の用途に使

用又は不正行為があったときは、教育長は、その者に対し宜野湾市県外等派遣費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定を取り消すとともに、宜野湾市県外等派遣費補助金返還命令通知書(様式第9号)により既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月1日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月25日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月23日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月23日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月9日教委告示第2号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	積算基準
期間	派遣期間の定めがある場合は派遣期間とする。派遣期間の定めがない場合は当該大会が行われる前日から、大会終了日の翌日までの範囲内とする。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合は、その限りでない。
対象人員	選手、補欠選手及びマネージャーとする。選手は、大会要項等に定める登録人員の範囲内とし、マネージャーについては、1人と

	する。
対象経費	航空運賃又は船賃：1人あたり実費の85%。ただし、国外の場合は国内の経由地までの運賃の85%。 宿泊費：1人1泊につき6,800円を限度額とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長 殿

住所
団体名又は児童生徒名
代表者名又は保護者名
電話番号

宜野湾市県外等派遣費補助金交付申請書

次のとおり県外等派遣が決定しましたので、宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名
2. 交付申請額
3. 関係書類
 - ・派遣大会要項（県代表となった大会要項含む。）
 - ・派遣大会参加申込書（参加児童生徒名簿含む。）
 - ・出場権の付与を証する書類
 - ・旅費の見積書
 - ・その他

様式第2号(第4条関係)

宜野湾市県外等派遣費計算書

1. 大会名
2. 出場団体名
又は児童生徒名
3. 派遣人員 人(選手 人、マネージャー 人)
4. 大会会場
5. 経費 (一人当たりで計算、総計の欄で人数を乗ずる。)

項目	金額	積算	備考
航空運賃等			
宿泊費			
小計 (1人当たり)			
※総計		小計 × 派遣人数 (円) × (人)	

○添付書類(コピー可)

- ①派遣推薦書等
- ②派遣見積書(旅行会社発行)
- ③派遣日程表
- ④派遣大会要項等
- ⑤派遣選手名簿
- ⑥大会事務局等からの宿泊施設の案内書(案内がない大会は不要)
- ⑦その他 教育委員会が必要と認めたもの

様式第3号（第5条関係）

補助指令書

（文書記号）指令第 号

〔団体名又は
児童生徒名〕
〔代表者名又は
保護者名〕

様

年 月 日付で申請のあった「」宜野湾市
市県外等派遣費補助金交付申請については、宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する
補助金交付要綱第5条の規定により、〔金額〕円を交付決定します。

年 月 日
宜野湾市教育委員会
教育長

1 交付期間

1期 _____ 円 2期 _____ 円 3期 _____ 円

2 条 件

当該要綱第1条に定められた目的以外には使用しないこと。

※上記条件に違反又は怠る事実があると認められるときは、補助金の返還を命ずるものとする。

様式第4号（第5条関係）

（文 書 番 号）

宜野湾市県外等派遣費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「 」宜野湾市県外等
派遣費補助金交付申請については、次のとおり補助金を交付しないことに決定した
ので通知します。

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長

〔団体名又は
児童生徒名〕
〔代表者名又は
保護者名〕

様

記

1. 補助金不交付決定の理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長 殿

住所
団体名又は児童生徒名
代表者名又は保護者名
電話番号

宜野湾市県外等派遣費実績報告書

年 月 日付（文書記号）指令第 号）で交付決定を受けた派遣費補助金について下記のとおり報告をします。

記

交付決定を受けた事業名	
補助金交付決定額	円

項目	実績額	補助金で充てた額	備考
航空運賃等			
宿泊費			
計			

○ 記入要領

- ① 「実績額」は、実際に支出した額を記載すること（対象となる児童生徒のみ）。
- ② 「補助金で充てた額」は、交付決定された額を記載すること。

○ 添付書類（コピー可）

- ① 大会成績がわかる書類（大会成績報告書及び賞状等）
- ② 「実績額」がわかる書類（領収書等）（対象となる児童生徒のみ）
- ③ 航空運賃等の搭乗券等（対象となる児童生徒のみ）

様式第6号（第7条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

〔団体名又は
児童生徒名
代表者名又は
保護者名〕

様

宜野湾市教育委員会
教育長

宜野湾市県外等派遣費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった〔事業名〕派遣費補助金の交付について、宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

記

確定額 金 円

様式第7号（第7条関係）

宜野湾市県外等派遣費補助金請求書

¥ 〇〇〇, 〇〇〇 -

上記金額を「 年度 派遣費補助金」として請求します。
(会名：〔様式第1号中、事業名〕)

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長 殿

住所
団体名又は児童生徒名
代表者名又は保護者名
電話番号

【振込先】		
金融機関名		
支店名		
預金種目	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

※請求の際は、支払金口座振替申出書（市指定）と、通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義(フリガナ)、口座番号)も併せて提出して下さい。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(文書記号)指令第 号

宜野湾市県外等派遣費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、(文書記号)指令第 号で補助金交付決定した宜野湾市県外等派遣費補助金については、宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱第 8 条により、補助金交付決定を取り消します。

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長

{ 団体名又は
児童生徒名 }
{ 代表者名又は
保護者名 }

様

記

1. 補助金交付決定取消理由

様式第9号（第8条関係）

宜野湾市県外等派遣費補助金返還命令通知書

年 月 日付、(文書記号)指令第 号により宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金として に補助金を交付しましたが、
と認められるので、宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱第8条に基づき、下記により返還するよう命ずる。

年 月 日

宜野湾市教育委員会
教育長

〔団体名又は
児童生徒名〕
〔代表者名又は
保護者名〕

様

記

1. 返還金額 金 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 返還年月日 年 月 日まで
3. 備 考

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)